

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 料率が変わる各制度

毎年度の変わり目は様々な制度の料率が見直される時期となりますが、既に変更することが発表されている制度がありますのでお知らせします。変更時期は各制度で異なりますのでご注意ください。

【1】子ども・子育て拠出金率

厚生年金保険が適用されている事業主は政令で定められた拠出金率に基づき計算された子ども・子育て拠出金を納めています。この拠出金は児童手当などの子育て支援の財源などになっており、従業員の負担は無く、全額を事業主が負担します。

今回の改正で、**2020年度**から以下のように変更される予定です。

《子ども・子育て拠出金率》

改正前 ⇒ 0.34%

改正後 ⇒ 0.36% (引き上げ)

【2】協会けんぽの保険料率

協会けんぽは1月29日に第102回全国健康保険協会運営委員会を開催し、その中で2020年度の都道府県別健康保険料率案が示されていましたが、2月7日に各都道府県の健康保険料率が正式に発表されました。

保険料率の変更は**3月分(4月納付分)**からとなります。

《愛知県の健康保険料率》

改正前 ⇒ 9.90%

改正後 ⇒ 9.88% (引き下げ)

なお、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に掛かる介護保険料率(全国一律)は以下のように変更されています。

保険料率の変更は健康保険料率と同様に、**3月分(4月納付分)**からです。

《介護保険料率》

改正前 ⇒ 1.73%

改正後 ⇒ 1.79% (引き上げ)

2. 労務管理の基礎知識

■ 男女雇用機会均等法のポイント

①性別を理由とする差別の禁止

◆配置・昇進・降格・教育訓練等についての性別を理由とする差別の禁止

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るために労働者の性別を理由として雇用形態の変更に関して、次のような差別的取扱いをすることを禁止しています。

【雇用形態の変更に関し禁止される措置の例】

- ・ 雇用形態の変更にあたって、その対象から男女のいずれかを排除すること
- ・ 雇用形態の変更にあたっての条件を男女で異なるものとする
- ・ 一定の雇用形態への変更にあたって、能力及び資質の有無等を判断する場合に、その方法や基準について男女で異なる取扱いをすること
- ・ 雇用形態の変更にあたって、男女のいずれかを優先すること
- ・ 雇用形態の変更について、男女で異なる取扱いをすること



有期契約労働者から正社員への雇用形態の変更について、男女で異なる勤続年数を条件とすることや、パートタイム労働者から正社員への雇用形態の変更のための試験について、その受験資格を男女のいずれかに対してのみ与えることは違法となります。

3. 所長コラム

■ 新型コロナウイルス

社 長… 新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたことにより、感染者は感染症法に基づき、知事が就業制限や入院の勧告を行うことができるので、感染症法により就業制限を行う場合は、労働安全衛生法第68条に基づく病者の就業禁止の措置の対象とはならないようだ。

従業員… え？それって、どういうことですか？

社 長… つまり、新型コロナウイルスに感染して知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は『使用者の責に帰すべき事由による休業』に該当しないので、休業手当を支払う必要はないと言うことだよ。

従業員… え？それじゃあ生活できないじゃないですか・・・。

社 長… そうなったら健康保険の傷病手当金に頼るしかないが、新型コロナウイルスかどうか分からない時点で一定の症状があることをもって我社の判断で休業させる場合は、『使用者の責に帰すべき事由による休業』に当てはまるから休業手当を支払うが、それよりまずトイレの後でも手を洗わない君は、手洗いの励行が先決だな。



新型コロナウイルスに過剰に心配することなく、他の感染症予防と同様に『手洗い』や『マスクの着用』を含む『咳エチケット』などの対策が重要です。